

浦田再発見!

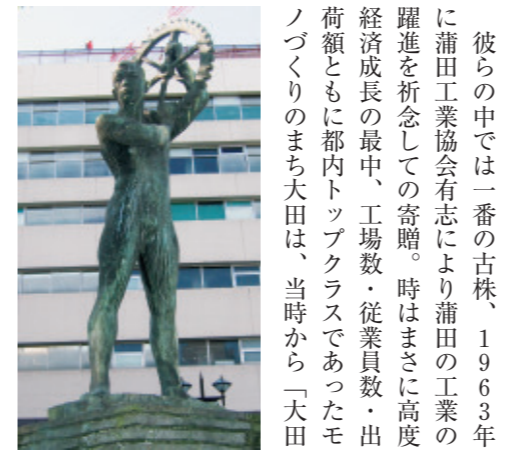
東口駅前の 気になる奴ら

寒さに肩をすぼめ、ついつい小走りになりがちなの季節、たまにはゆつくりと季節を感じながら歩いてみるのはいかがでしょう。普段気付かなかったコトにも敏感になり、何かイイコトがある。かもしれません!?



当事務所とは目と鼻の先、JR蒲田駅東口には駅前広場がある。毎日通り過ぎているその広場を改めて見回してみると、意外にも気が付いた。こんな所になぜこんなものが?という疑問から始まり、調べてみると実は今回初めて知ったこともたくさんあった。

「躍進工業蒲田」と題された 歯車を肩に担いだ男性の像



縁結びのシンボル?! 「モヤイ像」 モ・アイ像、ではなくモ・ヤイ像。何が違



区に空から図面を投げ込むと、どんなものでも翌日には見事な製品になって出てくる」と言われたそうです。
蒲田シンボルモニュメント「上昇気流」
1989年6月、大田区の中心核であり空港の玄関口にふさわしい蒲田のイメージで作成、設置。そのコンセプトは、「無限なる上昇の軌跡」「躍動するエネルギーの渦」「出会いに満ちた人々の和」とのこと。直径14m高さ10mもの大きなモニュメントで、その中心には季節の花々が咲いています。

うの?!と思ったが、実はこの2つはまったくの別物であった。かの有名な、イースター島にある巨大な顔の像は「モヤイ像」。対する「モヤイ像」は、日本でモヤイ像をモデルにして作ったものだったのだ。



表と裏で2つの顔を持っている。

伊豆七島の一つ、新島では、抗火石(コーガ石)という世界的にも大変珍しい石が産出される。軽くて、彫刻刀などでも容易に加工できるといって性質を利用して、地元アーティストが考案し新島で盛んに作られるようになったのだ。
「モヤイ」とは、モアイを真似た名前ではあるがそれと同時に、新島の言葉で「力を合わせる」「助け合う」「共同作業をする」などの意味を持つという。
この新島発のモヤイ像の一つが1984年、ここ蒲田の地にもやってきたというわけだ。(ちなみに渋谷のモヤイ像も新島産!)



「希望」と題されたブロンズの母子像

新島の自然とともに、地域のみなで支え合って繋がりが合って生きてきた先人たちの「モヤイのころ」を伝えるモヤイ像。どんな蒲田のまちを見続けてきたのだろう…。

(事務局 永井佐代子)

ところで…
引き離されたもう一体のモヤイ像はどこへ行ったのだろうか。
実はあるテレビ番組を通じて日本各地に貰い手を募集したところ、なんと全国から約3,000通もの応募があり、抽選の結果、青森県深浦町が当選し引き取り、町内の観光施設に設置されているという。
2人で1つのモヤイ像、今では縁結びのシンボルとなっているそうです。

謹賀新年

おかわりなく新しい年をお迎えになったことと拝察いたします。
そんなに厳しい寒さでなく、年毎に寒さがやわらいでいるようです。戸外の水たまりに厚い氷が張らなくなってきました。でも暖冬が続くのもよくないのではと案じられます。

事務所は今年で創立四〇年になりました。はじめ、地域の皆さんの為にならうと、弁護士・事務局合わせて六名の旅立ちでした。こんにち、所員合計二十九名です。はるかに地域を超えて、活動の質も内容もひろがっております。事務所は、民主的な活動を基本として進んでまいりました。これからも、法にかかわる業務を基本として、憲法を護り、個人の自由と権利を大切にしてい、そのための立場をつらぬいてまいります。

新しい年の初めにあたりまして、今年こそは、今年もまた、という覚悟です。
みな様のご健康を祈っております。

二〇〇八年元旦

向 武男

なんぶ

1
2008

発行：東京南部法律事務所
〒144-8570
東京都大田区蒲田5-15-8
蒲田月村ビル4F
Tel. 03-3736-1141
Fax. 03-3734-1584
http://www.nanbu-law.gr.jp



写真/田村幹彦

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 弁護士 | 大森 夏織 | 杉尾健太郎 | 宮川 泰彦 |
| 小貫 陽介 | 塚原 英治 | 向 武男 | |
| 海部 幸造 | 長尾 詩子 | 安原 幸彦 | |
| 清見 栄 | 永野 靖 | 山口 泉 | |
| 坂井 興一 | 早瀬 薫 | | |
| 佐藤 誠一 | 船尾 徹 | | |
| 芝田 佳宜 | | | |
| | 事務局一同 | | |

老齡加算制度の廃止は

憲法違反!

21世紀の朝日訴訟 — 生存権裁判 —

弁護士 佐藤誠一

昨年は生活保護関連のニュースが多く見られた年でした。経済力の格差が拡大し、低所得者が大幅に増大したことの反映でもあります。昨年の東京都の調査によると、母子家庭の5割以上、高齢世帯の3割が、年収200万円未満の収入で暮らしているといえます。その一方で、生活保護受給申請をあれこれ拒絶する役所、受給者には「自立」を強制し保護費を取り上げようとする役所、あげくは餓死者まで出しながら何ら対応に問題がないという役所…、そんなニュースが頻繁に報じられた昨年でした。

「健康で文化的」な生活って?!

人はみな、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障されています。これは憲法第25条にはっきりと書かれています。

しかしながら、今般、生活保護の「老齡加算」が廃止され、「健康で文化的な最低限度の生活」どころか、生きていくと自身が危ぶまれています。

70歳以上の(単身)高齢者が受給していた保護費は、2003年度にはおよそ9万3000円程度でした(東京23区在住)。それが3年かけて段階的に減少し、2006年度には7万5000円程度になってしまいました。それまで70歳以上の高齢者の場合、1万8000円の

「老齡加算」が給付されていたのですが、これが段階的に廃止されたのです。これによりなんと2割も生活費が減額されたことになりました。小泉前首相の「骨太の方針」に沿った結果でした。

そもそも、老齡加算が給付されてきたのは、高齢者は他の年齢層に比べ、「消化吸収がよく良質な食品を必要とする…肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とする…近隣・知人・親戚への訪問や墓参など社会的費用が…余分に必要となる」との理由からでした。高齢者のこの状況には何ら変わる理由はありません。この減額のため、食事の回数を減らしたり、近所の葬儀にも出られない、また年1回の旅行や観劇などもできなくなったという高齢者が、たくさんいます。これでは「健康で文化的」な生活とは言えません。

21世紀の朝日訴訟

これまでに京都・広島・新潟・福岡などで、この保護費の減額は憲法違反であ

るとして是正を求める訴訟が提起されてきました。東京でも、昨年2月14日、12名(大田区では1名)の原告が提訴しました。これを生存権裁判と呼んでいます。50年前に提訴され、その後生活保護のあり方を大きく改善するきっかけとなった「朝日訴訟」にちなんで、「21世紀の朝日訴訟」とも呼んでいます。

原告の皆さんは70歳以上の高齢者です。迅速な訴訟手続を進めたいとする原告の要望を、裁判所も重く受けとめています。今年5月頃には判決となる構えで手続が進められています。

同封の署名用紙はこの裁判へご支援を頂くためのものです。皆さまの声が、判決を動かすものだと思っています。どうぞ、よろしくご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

私たちにも呼び寄る! 政府の危険な動き

ところで、さらに追い打ちをかけるような政府の動きがあります。厚労省は、生活扶助基準そのものの引き下げを狙っています。生活扶助基準は、生活保護費受給者のみならず、国民全体に影響を及ぼします。介護保険の保険料・利用料の減額、地方税の非課税、公立高校の授業料免除、就学援助の給付対象、国民健康保険料の減免、などなどで、減免を受けるか否か、給付を受けるか否か、その判断基準となっているのです。この厚労省の動きにも、厳重な警戒が必要です。



▲大田区でも昨年3月に「東京生存権裁判を支える大田連絡会」を結成。10月に行われた報告集会で訴える原告の榊原芳治さん。

▶「結審の日まで頑張ります!」

身近な法律相談

「生命保険金と相続」

弁護士 塚原英治



東南部法律事務所編「相続・贈与Q&A」(日本評論社・2007年発行・2,200円)には、このような問と回答が96問掲載されています。ご利用下さい。



● 相続人が受取人に指定された生命保険金は相続財産ではない

保険金の受取人として特定の人(たとえば、妻)が指定されている場合、保険金は、その人が固有の権利として取得するので、遺産には含まれません(最高裁判平成一四年一月五日判決)。保険金受取人が、単に「相続人」とされている場合であっても、それは被相続人(亡くなった人)の死亡時において相続人である者個人を指定しているのだから、その者は相続によってではなく、保険契約によって保険金を受け取るのですから、保険金はやはり相続財産にはなりません(最高裁判昭和四〇年二月二日判決)。

相続財産ではないので、相続放棄をしても取得できるわけではありません。

なお、被相続人が自己を保険金受取人と指定している保険契約の保険金については、相続人は相続によって取得することになります。

● 保険金の受け取りの割合は

相続人が複数いる場合、その配分が問題になります。指定があればそれにより

ます。契約者が「相続人」と指定した場合は、相続人に対してその相続分の割合により取得させる意思であることが推定されるので、民法の定める相続分によることとなります(最高裁判平成六年七月一八日判決「損害保険の事例」)。

● 特別受益として扱うことがある

このように考えて取扱うと、相続人のうち受取人である人とそうでない人との間で不公平が生ずることがあります。そこで実務では、受取人である相続人を民法九〇三条一項の規定する「特別受益者」として取扱ひ、保険金(の一部)を「特別受益財産」として遺産に加算(持戻し)して相続分を計算するという処理をすることがあります。

最高裁は、平成一六年一〇月二九日の決定で、原則として特別受益には当たらないが、特段の事情があれば九〇三条を類推することができるかと判断しました。特段の事情の有無については、「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人

● 税務上の扱い

以上にご説明した、被相続人が自ら被

である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。」とされています。今後特別受益として扱うことはまれになるでしょう。

保険者となり、相続人の一人を受取人に指定して契約した場合、この保険金は相続税の対象となります。そして法定相続人一人について五〇〇万円までが非課税額になるので、たとえば相続人が妻と二人の場合には、妻がこの保険金の受取人として指定されていても、一五〇〇万円を超過する部分だけが課税財産とされます(相続税法二二条一項五号)。また、被相続人以外



新自由主義改革がもたらす希望のない社会

格差と貧困の克服を

弁護士 山口 泉

「貧困」、「格差」——今日、これらの言葉が語られない日はありません。現代社会は格差と貧困という深刻な症候に覆われています。格差と貧困の症候は、所得、雇用、資産、住宅、教育、そして健康などあらゆる側面に現れ、深刻な症候群ともいえるべき状態を形成しています。そしてその症候は年々、日々悪化し続け深刻化を増し、格差社会、ワーキングプア、下層社会、ネットカフェ難民などの用語が日々生み出されていくなどその現状は極めて憂慮すべき事態となっております。

格差と貧困を生み出しているものは

資本主義社会においては、形式上、自由と平等が建前とされていますが、実質上は、持てる者の自由と持たざる者の不自由が生み出されています。第二次大戦後のいわゆる先進諸国はいわゆる自由主義（リベリズム）に基づく政策が主流で、個人の自由で独立した選択を実質的に保障し、極度の貧富の差に

よる弊害を防ぐためには政府や地域社会による積極的な介入も必要であるという考えに基づき（市場の自由を重視する自由放任主義）古典的な自由主義に内在する欠陥が世界恐慌などの弊害をもたらした）、年金、医療等の社会保障の拡充、公共事業による景気の調整、主要産業の国有化など国家が積極的に介入し個人の実質的自由を保障すべきとの政策をとり、福祉国家と呼ばれる路線と政策を行ってきていました。

これに対して、八〇年代以降に英国や、米国などに登場した新自由主義（英語ではネオリベリズム）は、国家による福祉、公共サービスを縮小させ、大幅な規制緩和、市場原理主義の重視をいうもので、福祉国家を敵対視するものです。

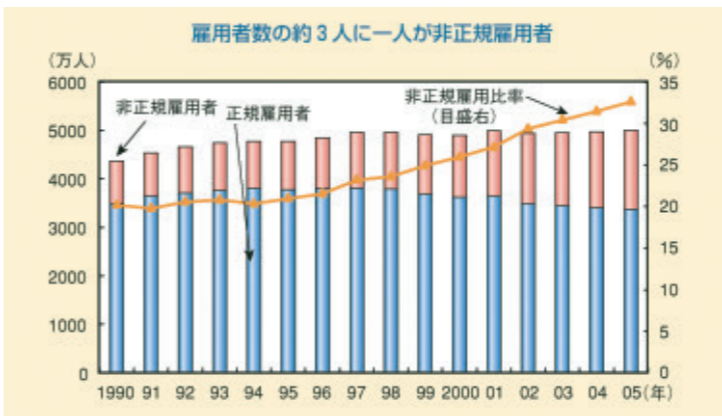
日本においては、とりわけ九〇年代後半以降、小泉政権の構造改革に代表される新自由主義的施策が極度に進み、企業の国際競争力強化のためなどとして市場の国際競争力の規制緩和を行い、弱肉強食型の結果を惹起し、弱者を見捨てる政策が断行されてきました。

不安定雇用の増加

この新自由主義改革に基づく政策、施策は、構造改革、規制緩和と称して行われてきており、あたかも国民、消費者の利益になり、国民生活を向上させるかのように語られています。実はこれらの自由主義改革が格差と貧困という矛盾を生み出す根源となっているのです。新自由主義改革と呼ばれる政策と施策がどのように格差と貧困を生み出しているのか、さしあたり格差と貧困がまず現れる雇用と所得について概観してみます。

雇用において不安定雇用が劇的に増加していることはいたるところで指摘されています。その実情は、二〇〇六年（一〇から一二月期）において、役員を除く雇用者数五二二二万人の内、正規雇用者三四四三万人（六七・一％）に対し、非正規雇用者は一六九一万人（三三・〇％）と三割を超える雇用者が非正規雇用となっております。

正規・非正規雇用者数及び非正規雇用比率の推移



内閣府「経済財政白書」2006年版

者の内訳は、パート・アルバイト一一一七万人（二一・八％）、契約・嘱託等四三三万人（八・四％）、派遣一四三万人（二・八％）となっております。おおよそ二〇年前の一九八五年で見ると、非正規雇用者六五五万人（一六・四％）、パート等で四九九万人（一二・五％）であるのに対比すると、非正規雇用者は人数で約二・六倍、構成比で約二倍と非常に大きく増加しており、同時に正規雇用者は大きく減少していることが顕著です。ここからは、この間に労働者派遣や有期雇用契約に関する規制の撤廃や緩和により、契約社員、派遣等の雇用形態が激増し、パートタイム

だけでなくフルタイム型の非正規雇用が増大してきていることが分かります。

給与も大きく減少

不安定雇用が増加すると同時に給与水準も近年低下し続けています。

国税庁の民間給与実態統計調査（左図）によれば、二〇〇六年（H18）の平均給与額は四三五万円、前年に比べて二万円、〇・四％の減少であり、平均給与は一九九八年（H10）から九年連続で減少しています（一九九七年（H9）は四六七万円）。給与階級別の分布をみると、年収二〇〇万円以下が二〇〇二年では、八五三万人（構成比で一九・一％）である



のに対して、二〇〇六年では一〇二二万人（構成比で二二・八％）と一七〇万人（三・七パーセント増）の増加となっております。

作られた雇用格差

このような不安定雇用の増加、給与の低下は自然発生的に生じたものではなく、財界と政府が一体となって作り出してきたのです。

一九九五年に日経連（当時）は、「新時代の『日本の経営』」を発表し、そこで労働者を①長期蓄積能力活用型、②高度専門能力活用型、③雇用柔軟型の三種に分類し、少数精鋭の正社員、流動化された専門職、そして安価な労働力としての非正規雇用の大量活用という方針を打ち出しました。これは企業利益の極大化のために総人件費を圧縮するという財界戦略に基づくものであり、そして、当時の橋本内閣以降歴代政府は労働市場における規制緩和と政策を次々ととり続け、この財界戦略をバックアップし、おしすすめてきたのです。有期雇用に関する

規制の緩和、派遣労働の自由化等の労働市場における規制緩和は、派遣労働者や製造現場における請負労働者などの非正規雇用労働者を大量に生み出し、これらの労働者は安価にかつ企業の需要に応じて流動化させられるという、安く使い捨てられる労働者とされ、請負労働者で給与は時給、正社員の半分以下、ボーナスや昇給はなく、短期雇用でいつでも辞めさせられるという、「ワーキング・プア」が作り出されていったのです。

「労働ビッグバン」「ホワイトカラーエグゼンプション」などを許さず

労働市場における規制緩和と政策により、ワーキング・プアなど格差と貧困の問題が拡大し深刻化している状況があるにもかかわらず、例えば経済財政諮問会議は〇六年一〇月に、いわゆる「労働ビッグバン」を打ち上げ、労働時間の裁量化として、一定年収以上のホワイトカラーに残業代を支給しないいわゆるホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入や、派遣労働の期間制限撤廃などの規制緩和策を提言しています。

ホワイトカラーエグゼンプションは、長時間・過密労働とサービス残業を強いられる労働者に対して、自己管理型労働と称して労働時間規制を適用除外することにより、不払い残業を合法化し、さらなる人件費圧縮につなげようとするものです。日本経団連は、違法なサービス残業を解消するために政府が発出した「サービ

ス残業解消通達」をやり玉にあげ、「企業の労使自治や企業の国際競争力の強化を阻害しかねないような動きが顕著」として非難しており、サービス残業を合法化し、人件費カットを意図していることがみとれます。

ホワイトカラーエグゼンプション導入は、労働者、労働組合、広範な市民の反対により政府は法案上程を断念するという展開をみましたが、依然として財界はこの導入を強く求めており、現厚生労働大臣が制度の導入に意欲を示す発言をするなど、労働時間規制に関するさらなる規制緩和を求める動きは継続するものと考えられます。

派遣労働に関しても、派遣会社側の違法行為、賃金ピンハネ、誇大広告による労働条件の偽装が社会問題化するなか、登録型派遣の禁止、現在は原則自由の労働者派遣を再規制（労働者派遣は原則禁止、一定の類型だけを特に許すという一九九九年以前の規制内容に戻す）を求める声と取り組みが非常に大きくなっています。反面、日本経団連の規制改革要望では、雇用労働分野の三四項目中、派遣期間制限の撤廃、雇用申込義務の廃止、禁止業務の解除など派遣関係で二一項目を掲げ、完全な自由化を求めるものとなっております。労働市場における規制緩和は雇用格差と貧困をもたらす、これらをもたらす新自由主義改革政策が続けば状況はさらに酷くなります。新自由主義的政策に異議申立てを行うことが今極めて重要です。

「k県k市の正月」は初詣客が溢れ居場所もなくなるので、大晦日の早いうちにT八幡宮に前年詣りを済ませると、あとは自宅周辺をウロウロするだけになる。何処ぞへと云っても長距離移動の明け暮れであつてみれば、今更乗り物のお出掛けでは休日にならない。愛犬「シロ」がいた日々はその辺の海・山の散歩が楽しかったが、最早それも帰らぬ日々。となるとあとは本との付き合いになる。暫く入院していた一昔前、病院の廊下の隅にライブラリーが出来ていた。退院患者さんらが置いていったものらしい数々の本のお蔭で、私の不安と鬱屈は解消されていった。表紙が堅い「HARD・COVER」本好きになったのはそれからである。壮年期迄、本はすべて買うものであつた（業務本は今でもそうですよ、念のため！）。読み終えて本箱にズラリと並ぶと、私の脳内ストックが増えたみたいで、それが思想・哲学、内外名作古典となれば、尚更の充実感に浸れたのである。

とところがところが、本は溜まる、出て行かない、床が傾いて戸が閉まらない、同じものを買ってしまった、高く重いのがイヤでハードカバーから新書・文庫の類となり、字が小さくて目が悪くなる……。それが目からウロコの病院ライブラリーのお蔭で図書館常連利用者とはあいなり、選ぶならズッシリと立派で、何より字が大きく、写真・図版も楽しめるハードカバー。そんな訳で買わない「村上春樹」や「吉本ばなな」の世界も知った。ちなみに殆どすべて読んでしまった作家の一人は先年亡くなった吉村昭で、氏の長編は司馬遼氏と対極の誠実重厚地味史観に何とも言えない味わいがある。

そんな次第で、敬愛する作家の皆さん、タダ読みゴメンなさい。今は住民税のお返しはこれ位なものですから。



お正月に
オススメの本

自分の頭で深くモノを考えることが苦手で、「じっくり考えるのは今度つてことで」と後回しにしがちな私は、社会の事象に付和雷同、はしやぎ過ぎの民衆に陥る危険を、常に自覚しています。

大人は毎日の労働や生活でたくさん、青少年は詰め込み勉強や思春期ホルモン全開で、それぞれに忙しく、世の中に起っていることを注意深く眺めるどころではないかもしれませんが、一見そうかも？のスロ

ーガンに、「とりあえず後から考えるとして」等とつぶやき騙されるうち、額に汗して納める税金はとんでもなく無駄遣いされまくり：さて、お正月だし忠臣蔵でも、という方々。「不忠臣蔵」「裏表忠臣蔵」の2冊、面白さに太鼓判を押します。「若くてハンサム(?)な浅野の殿様、いじめられてかわいそう」「大石内蔵助以下、痛みに耐えてよく頑張った！感動した！」など、炬燵

で蜜柑を食べながら漫然ステロタイププの忠臣蔵に浸りそうな私たちへ、わくわくするような刺激を与えてくれます。

それもそのはず。著者にとっても、斬新かつ真実に迫ることを、読みやすく上手い文章で書いてくれるという、市井の一読者である私たちが大切になりたい、プロ中のプロの作家です。

なお、「おかげで純朴に『忠臣蔵』を楽しめなくなったじゃないか！」というクレームにはお応えできませんので、悪しからず。

おわり



「不忠臣蔵」 井上ひさし(集英社文庫)



「裏表忠臣蔵」 小林信彦(新潮文庫)

新人紹介

小貫 陽介 (おぬき ようすけ)

2007年9月に新人弁護士として入所致しました小貫陽介と申します。

出身は川崎市なのですが、福岡で一年間司法研修を経て、毎夜のように、さばの刺身、焼き鳥を食べ、芋焼酎はロック、メは屋台で豚骨ラーメンという生活を続け、体重5キロ増で帰って参りました。修習中の指導担当には、「事実が大事」ということや依頼者に対する姿勢を教えて頂くなど、貴重な経験をさせて頂きました。今は、久しぶりの東京の雑踏に圧倒されていますが、事務所がある蒲田で一人暮らしを始め、事務所と自宅を往復する毎日です。

根が天の邪鬼なせいか、強い者いじめが好きなのもあり、国家権力に一人対抗できるのは弁護士しかないという(結局は司法という権力を借りるわけですが)単純な考えから弁護士を職業として選択肢に入れ、多様な働き方ができる



という魅力もあり、弁護士を志しました。入所のきっかけは、事務所訪問をさせて頂いた際、事務員さんが皆明るく仕事をされている一方、弁護士は、忙しいながらも丁寧に事件を処理し、依頼者から厚く信頼されている姿を見て、ここで一緒に働ければいいなと思い、入所を志望致しました。

事件を先輩弁護士と共同受任し、深刻な医療事件から法律相談まで、様々な仕事で段々と忙しくなっていますが、弁護士、事務局ともに新人を大事に育てようとして下さり、充実した毎日を送っております。

一日も早く皆様方のお力となれますよう、事務所の居心地の良さに慢心することなく、精進して参ります。何卒ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

- 趣味.....映画鑑賞(一日4本観て頭痛になったことも) ドライブ(入所に四国一周してきました) テニス(ダイエットのため)
- 特技.....指笛(単に鳴らすだけです...)
- 好きな食べ物.....揚げ物(天ぷら・とんかつ)、イチゴ
- 好きなことば.....無知の知
- 好きなタイプ.....心配りができる人、小谷真生子
- 最近のマイブーム.....芋焼酎、サボテン

事務所から

東京大気汚染公害訴訟 メーカーに解決金を支払わせた勝利和解 堀 浩介

1996年5月31日に提訴した東京大気汚染公害裁判は、昨年8月8日、東京高等裁判所と東京地方裁判所で和解が成立し、裁判所での闘いを終結しました。ご支援頂いた皆様、本当にありがとうございました。

この間、1次から6次までの提訴により、原告は633名になりました。11年間の原告とこれを支える支援の皆さんの闘いは、以下の和解の内容として見事に結実しました。

- ① 国、東京都、自動車メーカー、首都高速道路株式会社(旧首都高速道路公団)が財源を負担する、都内に居住する全ての気管支ぜん息患者に対する医療費助成制度の創設
- ② 国、東京都、首都高速道路株式会社(旧首都高速道路公団)による道路公害対策の実施
- ③ 環境省による、微粒子状物質(PM2.5と呼ばれる自動車排気ガスに含まれる微粒子で、細気管支を通り、肺胞に付着して、

気管支ぜん息などの呼吸器疾患を引き起こす)に関する環境基準の設定も視野に収めた検討の約束

- ④ メーカーによる解決金12億円の支払
- ⑤ 和解条項の履行状況を相互に確認するための原告団、国、東京都、首都高速道路株式会社からなる連絡会の設置

本訴訟の和解の特徴は、自動車排気ガスにより、幹線道路沿道に限らず都内全域に大気汚染が引き起こされていることを前提に、その大気汚染と気管支ぜん息を初めとする呼吸器疾患との因果関係を認め、原告を初めとする気管支ぜん息患者に対して、自動車メーカーの財源負担により医療費を補償させたこと、都内全域にわたる道路公害対策を約束させたこと、今後大気汚染の主原因となるであろうPM2.5の環境基準設定に向けた動きを作ったこと、にあります。

私たちは、この和解の成果を今後の大気汚染公害の根絶、被害者の救済の足掛かりにしていきたいと考えています。

●書籍のご案内
Q&Aシリーズ 続々出ています!
『相続・贈与Q&A』『結婚・離婚Q&A』
—東京南部法律事務所編—
(日本評論社) 定価各2,200円

『結婚・離婚Q&A』は、婚約、夫婦間の問題、離婚などについてQ&A方式でわかりやすく解説しています。『相続・贈与Q&A』と併せてぜひご活用ください。
なお、『労働契約Q&A』第3版も2月刊行予定です。最新の労働法改正を網羅した労働法律相談の決定版です。ご期待ください。



- 事務所休業のお知らせ
年始の業務は1月7日(月)午前10時からです。本年もよろしくお願ひ申し上げます。
- 法律相談のご案内
相談日 月曜日から金曜日
時間 午前10時から午後5時(電話受付は6時まで)
法律相談料 30分5,250円(消費税込み)
あらかじめお電話でご予約ください。